東京九機会細則

1. （目的）この細則は、東京九機会会則（以下、｢会則｣という。）第１４条の規程に基づき、同会の事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
2. （会員）会則第4条第１項の機械系学科とは、以下に該当する学科を指す。

学部

1. 機械工学科
2. 生産機械工学科
3. 動力機械工学科
4. 知能機械工学科
5. 機械エネルギー工学科
6. 機械航空工学科
7. その他機械系に準ずる学科

大学院

1. 機械工学専攻
2. 生産機械工学専攻
3. 動力機械工学専攻
4. 知能機械工学専攻
5. 機械エネルギー工学専攻
6. 機械科学専攻
7. 知能機械システム専攻
8. 水素エネルギーシステム専攻

9．　その他機械系に準ずる専攻

1. （会費）会則第5条の年会費は3,000円とする。
2. （細則）本細則は、常任幹事会の承認を経て改正することができる。

附則

この細則は、令和5年9月23日より発効する。